

議会運営委員会  
全員協議会

協議事項

令和4.10.26(水)午前10時  
令和4.10.27(木)午前9時30分

1 定例会最終日の運営について

(1) 委員会審査の結果について

(2) 討論の通告者について

- 小黒啓子議員…
- 認第4号 令和3年度浜松市一般会計歳入歳出決算
  - 認第5号 令和3年度浜松市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
  - 認第7号 令和3年度浜松市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
  - 認第8号 令和3年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
  - 認第15号 令和3年度浜松市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算

の5件に対する反対討論

(3) 議会提出事件について

- 発議案第11号 保護司及び保護司会の活動に関する支援の充実を求める意見書について
- 発議案第12号 地方公共団体情報システムの標準化・共通化に関する意見書について
- 発議案第13号 親元就農者を雇用する家族経営体への支援に対する意見書について
- 発議案第14号 税制改正に当たり自動車ユーザーの負担軽減・インフラ整備等を求める意見書について
- 発議案第15号 核兵器のない世界の実現に向けて一層の取組推進を求める意見書について

(4) 議事日程・議事の順序について（別紙）

2 浜松市議会大規模災害対応行動マニュアルの改正について

令和4年10月17日

浜松市議会議長 太田 康 隆 様

浜松市議会厚生保健委員会  
委員長 幸田 恵里子

### 委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第100条の規定により報告します。

記

1 委員会開会の月日 10月17日

2 審査の結果

事件番号	件名	審査結果	備考
第109号議案	令和4年度浜松市一般会計補正予算(第5号)	原案可決	

令和4年10月18日

浜松市議会議長 太田康隆様

浜松市議会決算審査特別委員会  
委員長 戸田誠

## 委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第100条の規定により報告します。

### 記

1 委員会開会の月日 9月14日及び10月18日

### 2 審査の結果

事件番号	件名	審査結果	備考
認第4号	令和3年度浜松市一般会計歳入歳出決算	認定	
認第5号	令和3年度浜松市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	同	
認第6号	令和3年度浜松市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算	同	
認第7号	令和3年度浜松市介護保険事業特別会計歳入歳出決算	同	
認第8号	令和3年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算	同	
認第9号	令和3年度浜松市と畜場・市場事業特別会計歳入歳出決算	同	
認第10号	令和3年度浜松市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算	同	
認第11号	令和3年度浜松市中央卸売市場事業特別会計歳入歳出決算	同	

事件番号	件名	審査結果	備考
認第12号	令和3年度浜松市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算	認定	
認第13号	令和3年度浜松市育英事業特別会計歳入歳出決算	同	
認第14号	令和3年度浜松市学童等災害共済事業特別会計歳入歳出決算	同	
認第15号	令和3年度浜松市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算	同	
認第16号	令和3年度浜松市駐車場事業特別会計歳入歳出決算	同	
認第17号	令和3年度浜松市公債管理特別会計歳入歳出決算	同	

## 令和4年度 決算審査特別委員会 指摘事項について

### 1 子ども施策における重要課題について

学校では、教員に求められる資質や業務内容が変化しており、初任者研修などの適切な研修の在り方の再検討や教員の負担軽減を図る必要がある。また、いじめや不登校の増加に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、対象となる児童・生徒に十分な対応ができていない。その一因でもある子どもの貧困に対しては、子どもの貧困対策コーディネーターの委託先では1人工で配置されたが、対応は十分であったのかを検証する必要があることも重ねて指摘する。

よって、不登校の原因ともなるいじめや貧困に対応する人材の質と量の確保、及び社会環境の変化に対する学校教育の在り方に関する意識改革や、抜本的な制度の再構築に向けた調査・研究を深め、子ども施策における重要課題の根本的な解決に取り組むこと。

### 2 積極的な事業推進のための予算編成について

不測の事態と思われる令和3年度決算において、将来負担比率はマイナス42.2%であり、子育て・教育、安心、安全、快適など総合計画推進のための個別計画が完全に達成されていたとは言い難い。特に、合計特殊出生率(R2:1.41→R3:1.37)と市民アンケートの子どもを産み育てやすい環境が整っていると思う人の割合(R2:24.3%→R3:22.1%)が前年度より減少していることを指摘する。

よって、将来負担比率の大幅なマイナスは事業の先送りとも捉えられることから、来年度予算編成においては、市民要望や少子化対策などの個別計画実現のため、将来負担比率がゼロ近傍となるよう市債や基金を積極的に活用し、各所管課の事業要望に沿った予算措置を行い、市民の要望に応えること。

### 3 まつぼっくりのシステム改修について

まつぼっくりは各スポーツ・文化施設の市民利用時に使用されているが、仕様が古く、新施設のマスタ登録に高額な費用がかかるなど非効率である。また、連絡ごみの申込みなどでは、LINEを使っての予約管理やLINEPayでの支払いなど進めている中、現状のまつぼっくりは市民から見て非常に使いづらい仕組みとなっていることを指摘する。加えて、指定管理者に委託されている現場から改善の声は上がりづらい状況であるとも推察される。

よって、関係課と情報システム課は現状を早急に調査の上、市民が利用しやすいシステムへの改修を行うこと。

#### 4 消防団員確保対策について

本市の消防団員数は、条例定数 2864 人に対し令和 3 年度当初の団員数は 2416 人で、令和 2 年度当初から 67 人の減員となっており団員数の減少が止まらない。災害も多様化する中、消防団は地域の消防防災の中核としてますます役割は重要となっており、団員数の減少が今後の消防団活動にも影響が及ぶことを危惧することから、団員加入促進の取組みが不十分であったことを指摘する。

よって、国及び県との連携を緊密に図り、必要団員数確保の検証を含めた対策に努めること。

#### 5 地震対策推進事業のうち木造住宅に係る補助事業及びブロック塀等耐震改修助成事業について

令和 2 年度に抽出した約 4900 か所の対策すべきブロック塀に対し、戸別訪問等啓発活動を行っている。また、昭和 56 年 5 月以前に建てられた木造住宅に対する専門家診断のダイレクトメール 1 万 1000 通にも、ブロック塀の改修助成事業の記載をしているが、改修率が鈍化しており、木造住宅及びブロック塀の耐震対策への広報が不十分であったことを指摘する。

よって、想定される東海地震に備え対策は急務であることから、改修促進に努めること。

#### 6 指導監査事業について

本市は福祉施設、保育所等への指導監査に入っているが、民間事業所や企業等の参入も含め、福祉や保育現場の経験のない経営者の下で運営されている施設が増加傾向にある。令和 3 年度も指導を受けた事業所が多く、改善が継続されていない事業所もあることから、監査体制が不十分だったことを指摘する。

よって、訪問回数の確保や監査職員の増員、人材育成や体制強化を図るよう努めること。

発議案 第11号  
令和4年10月27日

保護司及び保護司会の活動に関する支援の充実を求める意見書について  
上記意見書を、浜松市議会議規則第12条第1項の規定に基づき、別紙のとおり提出する。

発議者 浜松市議会議員 神間 郁子

同 北島 定

同 小野田 康弘

同 幸田 恵里子

同 太田 利実保

同 鈴木 真人

同 稲葉 大輔

同 平野 岳子

同 松本 康夫

同 戸田 誠

#### 提案理由

各保護司会が支出する様々な団体への負担金及び分担金を早急に調査し見直すこと、並びに保護司及び保護司会の任務を行うための財源については国の責任において確保するよう求めるため、本意見書を提出する。

## 保護司及び保護司会の活動に関する支援の充実を求める意見書

国は、「再犯の防止等の推進に関する法律」の下で、平成29年に「再犯防止推進計画」を策定し、本市においても、令和2年度に策定した「浜松市人権施策推進計画」の中で、刑を終えて出所した人の人権（再犯防止推進計画）を位置づけ、再犯防止等に関する施策を推進しているところである。

犯罪や非行をした人が、再び社会を構成する一員として円滑に社会に復帰できるよう支援するためには、国や県、市町村はもとより、民間団体や多くの関係者が連携して取組を進めていくことが不可欠である。そして、その中心的存在である保護司が果たす役割の重要性が高まりを見せる中で、保護司が本来行うべき更生保護活動の実態は、薬物やアルコール依存、高齢、精神疾患、発達障がいなど保護観察対象者の抱える問題が複雑・多様化し、処遇活動が困難化している。

また、保護司法には、保護司は保護区ごとに保護司会を組織すること及び保護司会が行う任務が規定され、その定められた任務を行うために各保護司自らが会費を出し合い活動を支えているといった経済的な負担の実態もある。こうした要因の一つには、保護司会全国組織をはじめ更生保護協会、県社会福祉協議会などの関連団体へ各保護司会が負担金等を支出していることが挙げられる。さらには、各県の更生保護協会の賛助会費を保護司が集金していることなど、保護司本来の業務以外に過度な負担がかかっている実態を踏まえれば、我が国の保護観察制度の根幹を担う保護司の活動を推進するためには、国の支援のさらなる充実強化が不可欠であることは言うまでもない。

よって、国においては、各保護司会が支出する様々な団体への負担金及び分担金を早急に調査し見直すこと、並びに保護司及び保護司会の任務を行うための財源については国の責任において確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月27日

浜松市議会議長 太田康隆

衆議院議長 様 参議院議長 様  
内閣総理大臣 様 内閣官房長官 様  
総務大臣 様 法務大臣 様

発議案第12号  
令和4年10月27日

地方公共団体情報システムの標準化・共通化に関する意見書について

上記意見書を、浜松市議会議規則第12条第1項の規定に基づき、別紙のとおり提出する。

発議者 浜松市議会議員 神間郁子

同 小野田康弘

同 幸田惠里子

同 太田利実保

同 鈴木真人

同 稲葉大輔

同 平野岳子

同 松本康夫

同 戸田誠

提案理由

先行して地方公共団体情報システムの標準化・共通化に取り組む自治体がクラウド化を積極的に推進することができるよう、必要な情報提供や支援、インセンティブ及び経費に対する新たな補助基準を設けるよう求めるため、本意見書を提出する。

## 地方公共団体情報システムの標準化・共通化に関する意見書

国は、2020年12月、国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策を閣議決定し、2021年9月、地方公共団体情報システム標準化に関する法律を施行し、2025年度末を目標に地方公共団体情報システムの標準化・共通化を進めるとした。

国においては、自治体への支援策として、調査等準備経費、環境構築に要する経費などの移行に関する経費は全額補助対象とされているものの、ガバメント・クラウドを利用した場合に限定されており、独自のクラウド化など先行して取組をしている自治体について考慮されているとは言えない状況にある。

本市では、2018年度に「浜松市情報化基本方針」を策定し、2019年度には「デジタルファースト宣言」に基づき、標準化を見据え、サーバー機器の更新時期に合わせて、システムのクラウド化を事業化している。国や他自治体とのデータ連携や統合宛名管理を行う共通基盤システムのクラウド化は、2020年度事業費4億5564万6000円、住記・税・国保システムのクラウド化は、2021年度事業費7億5655万2000円と多額の経費を要している。

よって、国においては、先行して地方公共団体情報システムの標準化・共通化に取り組む自治体がクラウド化を積極的に推進することができるよう、下記事項について措置を講じることを強く要望する。

### 記

- 1 20の標準化対象業務が示されているが、先行して取り組む自治体が標準化に取り組む上で支障を来すことのないよう速やかに情報提供すること。
  - 2 デジタル基盤改革支援補助基準額の算定に際しては、全国一律に人口規模だけで補助の上限額を決定するのではなく、クラウド化など先行した取組を行っている自治体にインセンティブを設けるなどの見直しを行うこと。また、ガバメント・クラウド上ではなく、各自治体の用意するクラウド上で標準基盤システムを構築した場合の経費についても、補助対象とするよう新たな補助基準を設けること。
  - 3 移行後のメンテナンスやサポートに対しての支援を検討すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月27日

浜松市議会議長 太田 康隆

衆議院議長 様 参議院議長 様  
内閣総理大臣 様 内閣官房長官 様  
総務大臣 様 デジタル大臣 様

発議案第13号

令和4年10月27日

親元就農者を雇用する家族経営体への支援に対する意見書について  
上記意見書を、浜松市議会議規則第12条第1項の規定に基づき、別紙のとおり提出する。

発議者 浜松市議会議員 神間 郁子

同 小野田 康弘

同 幸田 恵里子

同 太田 利実保

同 鈴木 真人

同 稲葉 大輔

同 平野 岳子

同 松本 康夫

同 戸田 誠

提案理由

新たな農業経営者の担い手の確保に向け、親元就農者の研修を行う家族経営体に対する支援金助成制度の創設と、経営発展支援事業及び経営開始資金について、親元就農者も平等に対象とするよう求めるため、本意見書を提出する。

## 親元就農者を雇用する家族経営体への支援に対する意見書

近年、農業経営者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加等の問題が顕著化し、地域農業の担い手の育成・確保を図ることが全国的に重要課題となっている。新たな担い手を量的に確保するためには、農業外からの独立自営就農者の参入支援だけでなく、将来の経営継承が確実に期待できる親元就農者について強力に後押しする積極的な支援策が必要である。

令和4年度に大幅な制度改正が行われた経営発展支援事業及び経営開始資金については、親元就農者が制度を活用しやすくなるとされていたが、認定新規就農者であることとの要件が従来どおり残された。親元就農者が認定新規就農者に認定されるには高いハードルがあるため、親元就農者を雇用する家族経営体が、支援の対象にならない状況が続いている。

全国の農業経営体で最も多いのは中小家族経営体であり、夫婦2人で経営を作り立たせているケースが多い。親元就農者を後継者として育成するためには、生産から出荷に至る一連の作業を習得する必要があり、一般的に3年から5年程度の期間を要する。この間、親元就農者に対する給与の支払いが経営を圧迫している状況にある。親元就農者が経営技術を習得し、経営を拡大していく間の新たな支援策が求められる。

よって、国においては、下記の事項について適切な措置をとるよう強く要望する。

### 記

1 新たな担い手の量的な確保に向け、自らの経営の中で親元就農者の研修を行う家族経営体に対して、一定期間支援金を助成する制度を設けること。

但し、付加価値額の拡大や早期の経営継承等の追加条件を極力課さないこと。

2 経営発展支援事業及び経営開始資金について、親元就農者も平等に対象とする制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月27日

浜松市議会議長 太田 康隆

衆議院議長 様 参議院議長 様

内閣総理大臣 様 内閣官房長官 様

農林水産大臣 様

発議案 第14号

令和4年10月27日

税制改正に当たり自動車ユーザーの負担軽減・インフラ整備等を求める意見書について  
上記意見書を、浜松市議会議規則第12条第1項の規定に基づき、別紙のとおり提出する。

発議者 浜松市議会議員 神間 郁子  
同 小野田 康弘  
同 幸田 惠里子  
同 太田 利実保  
同 鈴木 真人  
同 稲葉 大輔  
同 平野 岳子  
同 松本 康夫  
同 戸田 誠

提案理由

自動車が生活必需品である地方の自動車ユーザーの負担軽減と、現在の社会要請に応じたインフラ整備を推進する観点から、車体課税の軽減と簡素化及び自動車関係諸税の社会要請に合致した使途への割り振りを行うとともに、地方税収に影響を与えない措置を取るよう求めるため、本意見書を提出する。

## 税制改正に当たり自動車ユーザーの負担軽減・インフラ整備等を求める意見書

現在、自動車関係諸税は自動車ユーザーから見て非常に複雑で過重な負担となっている。特に我々のような地方在住者においては、1つの世帯で複数の自動車を持たなければ日常の移動に不便が生じることが常であり、自動車を持たなくとも日常生活ができる首都圏の生活者とは、自動車関係諸税に対して受ける印象にも大きな違いがある。

また、折からの円安や、ウクライナ・ロシア情勢の影響などによる燃料やタイヤなどの消耗品の高騰が、ユーザーに対して負担の追い打ちをかけている。

さらに、現在自動車業界では政府や国際社会からの要請により、電動化などを軸にCASEと呼ばれる次世代モビリティーの普及や、運輸部門のカーボンニュートラルの推進を求められているが、そのために必要不可欠なEVへの給電設備や水素ステーションの整備、また脱炭素社会に向けた社会インフラの整備などは遅々として進んでいないのが現状である。

そのような中、この自動車関係諸税については、令和4年度与党税制改正大綱に「次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行う」旨が明記されており、その期限の到来時に当たる令和5年度税制改正で大きな変革が予想されているが、その議論に当たっては上記のような状況を打破する大胆な改正が求められる。

よって、国においては、税制改正に当たり自動車が生活必需品である地方の自動車ユーザーの負担軽減と、現在の社会要請に応じたインフラ整備を推進する観点から、次の事項を実現するよう強く要望する。

### 記

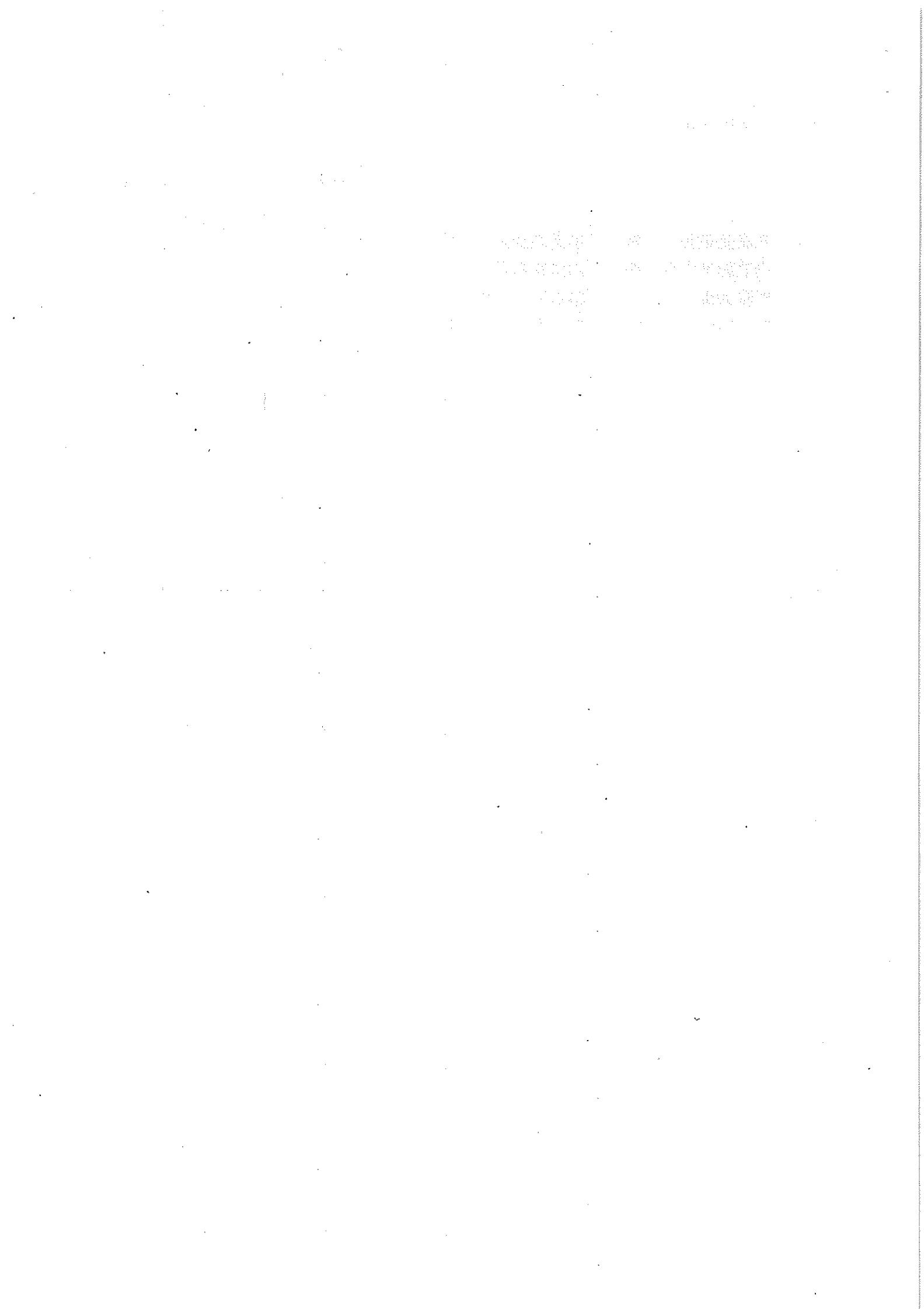
- 1 車体課税については、抜本的見直しに当たり、取得時は消費税のみとするなど、ユーザー負担の軽減と簡素化を図ること。
- 2 自動車関係諸税は次世代モビリティーの普及及びカーボンニュートラルの推進など、現在の社会要請に合致した使途に割り振り、それぞれ普及促進を図ること。
- 3 これらの達成に向けては、自動車関係諸税の国税部分を地方へ税源移譲するなど、地方税収に影響を与えぬよう措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月27日

浜松市議会議長 太田康隆

衆議院議長 様 参議院議長 様  
内閣総理大臣 様 内閣官房長官 様  
財務大臣 様 経済産業大臣 様  
国土交通大臣 様 環境大臣 様



発議案 第 15 号

令和 4 年 10 月 27 日

核兵器のない世界の実現に向けて一層の取組推進を求める意見書について

上記意見書を、浜松市議会議規則第12条第1項の規定に基づき、別紙のとおり提出する。

発議者 浜松市議会議員 神間 郁子

同 小野田 康弘

同 幸田 恵里子

同 太田 利実保

同 鈴木 真人

同 稲葉 大輔

同 平野 岳子

同 松本 康夫

同 戸田 誠

提案理由

核兵器のない世界の実現に向け、核兵器禁止条約の締約国会議への協力及び国際会議における合意形成への努力並びにN P T 運用検討会議での共通基盤の形成に向けた貢献などの取組をするよう求めるため、本意見書を提出する。

## 核兵器のない世界の実現に向けて一層の取組推進を求める意見書

2021年1月22日に発効した核兵器禁止条約への署名国は86か国、批准国は66か国に上り、本年6月には第1回締約国会議が開催された。

我が国は、唯一の戦争被爆国として広島・長崎の惨禍を経験しており、静岡県でもビキニ環礁での水爆実験による焼津の第五福竜丸の悲劇があった。国内では今なお多くの人々が被爆の後遺症に苦しみ、国民の核兵器のない平和な世界への願いは強く、我が国は二度と核兵器が使用されることのないよう世界を牽引していく責務がある。

岸田首相は昨年10月27日に「唯一の戦争被爆国日本として、核兵器国を動かして現実を変えていく努力をする責務があると信じている」と発言し、本年3月31日には核兵器禁止条約について「核兵器のない世界への出口とも言える重要な条約である」と指摘している。

また、本年8月に行われた核兵器不拡散条約（NPT）の運用検討会議において、我が国の首相として初めて演説を行ったことは、大変重要な出来事である。

本年2月からのロシアによるウクライナへの侵攻において、ロシアが核兵器使用の可能性を示唆するなど、現実の安全保障環境は極めて厳しい方向に向かおうとしている。

世界は広島と長崎の惨禍を忘れてはならず、国においては核兵器保有国と非保有国との橋渡しを具体的に進め、今こそ「核兵器のない世界」実現に向け、下記の取組を進めることを強く要望する。

### 記

- 1 核兵器禁止条約を批准できる環境を整備するために、締約国会議に日本国政府としてオブザーバー参加も含め、締約国会議への協力を進めること。
- 2 国際賢人会議（核兵器のない世界に向けた国際賢人会議）やG7広島サミットなど、今後開催が予定されている様々な国際会議において、核兵器廃絶、核の先制不使用、核軍縮の取組について合意形成の努力を怠らないこと。
- 3 今後、NPT運用検討会議が開催される際には、国際賢人会議やNPD1（軍縮・不拡散イニシアティブ）の成果を反映するなど、共通基盤の形成に貢献すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月27日

浜松市議会議長 太田康隆

衆議院議長 様 参議院議長 様  
内閣総理大臣 様 内閣官房長官 様  
外務大臣 様

1920-21  
1921-22  
1922-23

## 議事日程 (第17号)

令和4年10月27日(木)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員指名
- 第2 第109号議案 令和4年度浜松市一般会計補正予算(第5号)
- 第3 認第4号 令和3年度浜松市一般会計歳入歳出決算
- 第4 認第5号 令和3年度浜松市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第5 認第6号 令和3年度浜松市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 第6 認第7号 令和3年度浜松市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第7 認第8号 令和3年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
- 第8 認第9号 令和3年度浜松市と畜場・市場事業特別会計歳入歳出決算
- 第9 認第10号 令和3年度浜松市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 第10 認第11号 令和3年度浜松市中央卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
- 第11 認第12号 令和3年度浜松市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第12 認第13号 令和3年度浜松市育英事業特別会計歳入歳出決算
- 第13 認第14号 令和3年度浜松市学童等災害共済事業特別会計歳入歳出決算
- 第14 認第15号 令和3年度浜松市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算
- 第15 認第16号 令和3年度浜松市駐車場事業特別会計歳入歳出決算
- 第16 認第17号 令和3年度浜松市公債管理特別会計歳入歳出決算
- 第17 発議案第11号 保護司及び保護司会の活動に関する支援の充実を求める意見書について
- 第18 発議案第12号 地方公共団体情報システムの標準化・共通化に関する意見書について
- 第19 発議案第13号 親元就農者を雇用する家族経営体への支援に対する意見書について
- 第20 発議案第14号 税制改正に当たり自動車ユーザーの負担軽減・インフラ整備等を求める意見書について
- 第21 発議案第15号 核兵器のない世界の実現に向けて一層の取組推進を求める意見書について

## 議事の順序(第6日)

令和4年10月27日(木)午前10時開議

### 1 開議の宣告

### 2 会議録署名議員指名

3 議題の宣告……  
自 日程第 2 第 109 号議案  
至 日程第 16 認 第 17 号 15 件

(1) 委員長報告……

(1) 厚生保健委員長  
(2) 決算審査特別委員長

(2) 委員長報告に対する質疑

(3) 討論

(4) 採決……別紙のとおり

### 4 発議案第 11 号から発議案第 15 号まで上程

自 日程第 17 (保護司及び保護司会の活動に関する支援の充実を求める意見書)  
至 日程第 21 (核兵器のない世界の実現に向けて一層の取組推進を求める意見書)

(1) 議事手続省略

(2) 採決……別紙のとおり

### 5 閉会の宣告

## 採決の順序

令和4年10月27日(木)午前10時開議

### 1 日程第2 第109号議案から日程第16 認第17号に至る15件の採決について

- |     |        |                                       |          |
|-----|--------|---------------------------------------|----------|
| (1) | 日程第 2  | 第109号議案                               | 1件……簡易採決 |
| (2) | 日程第 3  | 認 第 4 号                               | 1件……起立採決 |
| (3) | 日程第 4  | 認 第 5 号                               | 1件……起立採決 |
| (4) | 日程第 5  | 認 第 6 号                               | 1件……簡易採決 |
| (5) | 日程第 6  | 認 第 7 号                               | 1件……起立採決 |
| (6) | 日程第 7  | 認 第 8 号                               | 1件……起立採決 |
| (7) | 自<br>至 | 日程第 8<br>日程第13 認 第 9 号<br>認 第 14 号    | 6件……簡易採決 |
| (8) | 日程第14  | 認 第 15 号                              | 1件……起立採決 |
| (9) | 自<br>至 | 日程第 15<br>日程第 16 認 第 16 号<br>認 第 17 号 | 2件……簡易採決 |

### 2 日程第17 発議案第11号から日程第21 発議案第15号に至る5件の採決について

- |     |        |           |          |
|-----|--------|-----------|----------|
| (1) | 日程第 17 | 発議案第 11 号 | 1件……簡易採決 |
| (2) | 日程第 18 | 発議案第 12 号 | 1件……起立採決 |
| (3) | 日程第 19 | 発議案第 13 号 | 1件……起立採決 |
| (4) | 日程第 20 | 発議案第 14 号 | 1件……起立採決 |
| (5) | 日程第 21 | 発議案第 15 号 | 1件……起立採決 |

# 浜松市議会大規模災害対応行動マニュアル(案)

平成 24 年 10 月 16 日 適用

令和 4 年 月 日

令和 4 年 月 日

## ●基本方針

- (1) 議会は、災害の状況に応じ、必要な体制をとりながら、浜松市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）及び区災害対策本部が行う災害対応に最大限の協力をする。
- (2) 議長は、副議長とともに、議会の災害対応に関する事務を総括する。
- (3) 議員は、(1) のほか、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等に当たり、地域等における共助の取り組みが円滑に行われるよう努める。
- (4) 議員は、市当局の災害対応の妨げとならないよう、個別の要請は避け、必要に応じて、議長を通じ災害対策本部へ要請する。

## ●大規模災害が発生したときの対応行動

※大規模災害とは

- ・南海トラフ地震が発生したとき
- ※南海トラフの想定震源域またはその周辺で地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときを含む

### 1 初期対応期：初動態勢（発災後 24 時間以内）

- (1) 議長及び副議長は、速やかに登庁するものとする。

※議長及び副議長がともに登庁できない場合、下記の優先順により、大規模災害対応における議長の職務を代理する。

- 1 議会運営委員会委員長
- 2 交通政策・大規模災害対策調査特別委員会委員長
- 3 常任委員会委員長（①総務、②厚生保健、③環境経済、④建設消防、⑤市民文教）

- (2) 議員は、その安否を議会事務局に連絡すること。

これを受け、議会事務局は、議員の安否を議長に連絡すること。

議員から議会事務局への連絡は、以下のいずれかの方法による

- ・電子メール [gikai@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:gikai@city.hamamatsu.shizuoka.jp) ← LINE WORKS
- ・電話 053-457-2505 (議会事務局 議会総務課)
- ・FAX 050-3730-5218 (議会事務局)

※電話回線が使用不可能な場合は、災害用伝言ダイヤル（171）

- (3) 議員は、それぞれの地域等において活動すること。

- (4) 議員は、常にその居所または連絡場所を明らかにし、議会事務局との連絡体制を確立すること。

- (5) 議長は、議会事務局に指示し、議員へ災害情報を提供すること。

情報の伝達方法は電子メールによるものとする。

- (6) 議長は、必要に応じ、議員の登庁を指示すること。

, LINE WORKS または

※ 本会議（または委員会）開会中における対応

- ・議長（または委員長）は、非常の事態により会議（または委員会）の継続が困難であると認めるときは、発言の途中であっても、直ちに休憩または延会（または散会）を宣告することができる。
- ・議場（または委員会室）から避難が必要になった場合は、議長（または委員長）は、傍聴者を避難・誘導するとともに、速やかに避難するものとする。
- ・議長（または委員長）は、災害が発生した場合、または、災害が発生するおそれがあると判断した場合、速やかに当局、あるいは、議会運営委員会等で協議を行い、全議員に情報を伝えるものとする。

2 中期：応急態勢（発災後おおよそ1週間以内）

- (1) 議長は、議会事務局に指示し、災害対策本部からの新しい情報を議員に提供するものとする。
- (2) 議員は、各地域における被災地及び避難所等での情報収集等を行うこと。
- (3) 議員は、各地域における被災地及び避難所等での要請事項等について把握し、必要に応じて議長へ連絡を行うこと。これを受け、議長は、必要があると認めるときは、災害対策本部へ要請を行うものとする。
- (4) 議長は、必要があると認めるときは、交通政策・大規模災害対策調査特別委員長に交通政策・大規模災害対策調査特別委員会を開催させ、今後の対応について協議させるものとする。

3 後期：復旧態勢（発災後おおよそ1週間以降）

- (1) 議長は、必要に応じて臨時会を招集請求し、災害対策に対する対応を協議するものとする。
- (2) 議員は、各地域において、情報収集に努める。
- (3) 議長は、被災地及び避難所等の状況に応じて、市へ要請、要望等を行う。

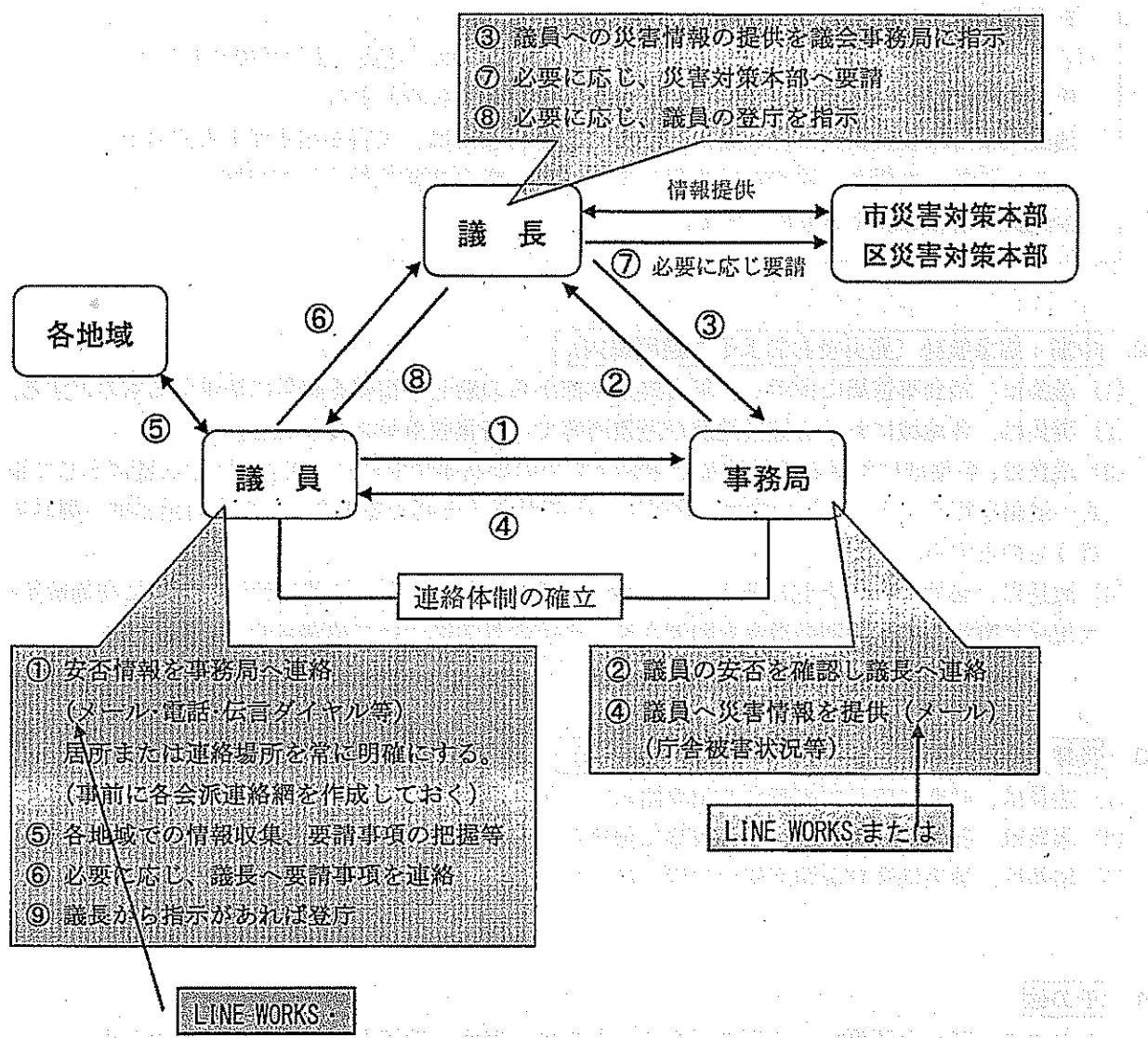
4 その他

- ・このマニュアルを変更すべき事由が生じたときは、適宜、適切な見直しを行うものとする。

（改正経過）

平成24年10月15日 議会運営委員会 決定  
平成24年10月16日 全員協議会 了承  
平成29年10月13日 議会運営委員会 決定  
平成29年10月16日 全員協議会 了承  
令和元年6月20日 議会運営委員会 決定  
令和元年6月21日 全員協議会 了承

**災害対策本部が設置された場合の対応（イメージ図）**



議員から議会事務局への連絡は、以下のいずれかの方法による

- ・電子メール [gikai@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:gikai@city.hamamatsu.shizuoka.jp) ← LINE WORKS
  - ・電話 053-457-2505 (議会事務局 議会総務課)
  - ・FAX 050-3730-5218 (議会事務局)
- ※電話回線が使用不可能な場合は、災害用伝言ダイヤル（171）

## 初動体制カード

### 【表面】

～大規模災害が発生した際の初動体制～  
(南海トラフ地震が発生)

1 災害等発生 → 本人・家族の安全確保

2 テレビ・ラジオ(カーラジオ)で状況確認

3 議員は、安否を議会事務局へ連絡

LINE WORKS

・電子メール gikai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

・TEL 053-457-2505(議会総務課)

・FAX 050-3730-5218(議会事務局)

※電話回線が使用不可能な場合は災害伝言ダイヤル(171)へ

4 議員は、それぞれの地域等において活動

5 議員は、常に居所または連絡場所を明らかにし、議会事務局との連絡体制を確立すること

6 議長は、議会事務局に指示し、議員へ災害情報提供  
※情報の伝達方法は電子メールによる

7 議長は、必要に応じ、議員の登庁を指示

### 【裏面】

#### 基本方針

- 1 議会は、災害の状況に応じ、必要な体制をとりながら、浜松市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)及び区災害対策本部が行う災害対応に最大限の協力をする。
- 2 議長は、副議長とともに、議会の災害対応に関する事務を総括する。
- 3 議員は、1のほか、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等に当たり、地域等における共助の取り組みが円滑に行われるよう努める。
- 4 議員は、市当局の災害対応の妨げとならないよう、個別の要請は避け、必要に応じて、議長を通じ災害対策本部へ要請する。

#### ～いざというときの連絡手段～

○災害用伝言ダイヤル「171」

- ①「171」をダイヤル※この後は、ガイダンスに従って利用
- ②録音するとき:「1」、再生するとき:「2」をダイヤル
- ③自宅等の電話番号を市外局番からダイヤル
- ④伝言の録音(30秒以内)又は伝言の再生

○緑色・グレーの公衆電話は「災害時優先電話」

一般加入電話・携帯電話よりもつながりやすい!

○遠隔地に連絡中継点をつくる

被災地内から被災地外への電話はつながりやすい!

○携帯電話の「災害用伝言板」

- ①トップメニューの「災害用伝言板」を選択

- ②メッセージの登録又は確認

